	⑷　局ごとに、架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長km及び対kmのそれぞれの合計からデータ系サービス及び光ＩＰ電話に係るものを控除したものを当該局の種別ごとのメタルＩＰ音声系架空メタルケーブル対km、メタルＩＰ音声系架空メタルケーブル延長km、メタルＩＰ音声系地下メタルケーブル対km及びメタルＩＰ音声系地下メタルケーブル延長kmとする。 2　き線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定 ⑴　収容局からき線点までの間のき線設備の算定に当たっては、需要の分布に合わせて適切なき線亘長kmを算定する。 ⑵　⑴によりき線亘長kmを算定した後、伝送路ごとに次の組合せの中から設備管理運営費（減価償却費及び施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。）が最も低くなるものを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送路距離制限により選択不可能なものを除く。 ア　架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。 イ　架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。 ウ　地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。 エ　地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。 ⑶　局ごとケーブル地中化率に達するまで、架空ケーブルを地下ケーブルに置き換える。置換えを行うケーブルは、収容局から近いものであり、かつ、敷設条数が多いものを優先する。 ⑷　⑶により、架空ケーブルから地下ケーブルに置き換えられたケーブルについては、当該区間をメタルケーブル又は光ケーブルのいずれを使用する方が設備管理運営費がより低くなるかを比較し、より安価なものを選択する。 ⑸　伝送路の各区間において需要数を勘案して必要対数及び条数を算定し、それらを用いてメタルケーブル延長km及び対kmを算定する。 ⑹　局ごとに、架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長km及び対kmのそれぞれの合計からデータ系サービス及び光ＩＰ電話に係るものを控除したものを当該局の種別ごとのメタルＩＰ音声系架空メタルケーブル対km、メタルＩＰ音声系架空メタルケーブル延長km、メタルＩＰ音声系地下メタルケーブル対km及びメタルＩＰ音声系地下メタルケーブル延長kmとする。 3　投資額の算定 次の算定式により局ごとのメタルケーブル投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、メタルケーブル投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。 局ごと種別ごとメタルケーブル投資額 ＝当該種別メタルＩＰ音声系架空メタルケーブル対km×当該種別架空メタルケーブル対km単価 ＋当該種別メタルＩＰ音声系架空メタルケーブル延長km×当該種別架空メタルケーブル延長km単価 ＋当該種別メタルＩＰ音声系地下メタルケーブル対km×当該種別地下メタルケーブル対km単価 ＋当該種別メタルＩＰ音声系地下メタルケーブル延長km×当該種別地下メタルケーブル延長km単価
加入系光ケーブル	1　配線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定 ⑴　き線点から先の配線設備の算定に当たっては、あらかじめ準備された配線パターンを適用し、配線光ケーブルの亘長kmを算定する。ケーブルの心数及び条数は、回線需要数を勘案して算定する。当該ケーブル心数及び条数を用いて、光ケーブルの延長km及び心kmを算定する。 ⑵　架空光ケーブル及び地下光ケーブルの延長kmは、収容局ごとに与えられた配線地下比率により算定する。ただし、２⑶において全てのき線架空ケーブルを地中化しても局ごとケーブル地中化率に達しない場合は、配線架空ケーブルの追加地中化処理を行う。 2　き線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定 ⑴　収容局からき線点までの間のき線設備の算定に当たっては、需要の分布に合わせて適切なき線亘長kmを算定する。 ⑵　⑴によりき線亘長kmを算定した後、伝送路ごとに次の組合せの中から設備管理運営費（減価償却費及び施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。）が最も低くなるものを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送路距離制限により選択不可能なものを除く。 ア　架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。 イ　架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。 ウ　地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。 エ　地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。 ⑶　局ごとケーブル地中化率に達するまで、架空ケーブルを地下ケーブルに置き換える。置換えを行うケーブルは、当該局から近いものであり、かつ、敷設条数が多いものを優先する。